

上総園の介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算

I

賃金改善を行う職員の範囲

A

10年以上の経験及び介護福祉士取得の
介護職員、
または10年未満のリーダーの介護職員

B

上記 A 以外の介護職員

C

介護職員以外
(年間の賃金が440万円以下の職員)